

住居確保給付金の支給が決定された 事業再生等を目指す方へ

1. お振込みの時期・名義等について

- (1) 毎月 27 日前後に町田市から入居住宅に関する状況通知書に記入いただいた口座へ振り込みます。
- (2) 振込名義は「マチダシカイケイカンリシヤ」です。
- (3) 初回は決定日の翌月の 27 日前後に、申請月に支払うべき家賃相当分と、翌月に支払うべき家賃相当分が振り込まれます。

(例) 4 月申請 → 4 月中に必要書類が整い支給決定 → 5 月と 6 月家賃相当分を 5 月 27 日に振込み。7 月家賃相当分は 6 月 27 日に振込み。(前月払いの場合)

2. 支給決定後の手続き

- (1) 支給決定通知書の写しを不動産媒介業者等へ提出してください。
(※提出時に支給額と実際の家賃額との差額は、自ら支払うことをお伝えください。)
- (2) 自立に向けた活動状況報告書を生活・就労相談窓口へ提出してください。
支給決定通知書に(2) 自立に向けた活動状況報告書を 3 枚同封しています。必ず期限までに生活・就労相談窓口へ提出してください。1 回目の提出期限は支給決定のあった月の月末です。以後は毎月 20 日までに当月の職業相談の報告として提出してください。

(例) 4 月に申請し、5 月 15 日付で支給決定のあった場合の期限
■ 1 回目：5 月 30 日 ■ 2 回目：6 月 20 日 ■ 3 回目：7 月 20 日

この自立に向けた活動状況報告書は毎月 1 回以上、経営相談先の経営相談等を受け、相談日、担当者名、支援内容について記載したものを提出してください。

- (3) 自立に向けた活動計画を生活・就労相談窓口へ提出してください。支給決定通知書に自立に向けた活動計画を 1 枚同封しています。経営相談先助言のもと、自立に向けた活動計画を生活・就労相談窓口へ提出してください。毎月 1 回以上、当該計画に基づく活動を実施してください。
なお、この自立に向けた活動計画は、申請者本人のみで作成することなく、必ず経営相談先からの助言等を受けて作成するようお願いします。

【休業等で事業再生等を目指す方の求職活動等要件】

支給期間中（初回、延長時・以下①～⑤の全ての求職活動等の要件を満たす必要があります）

- ① （申請時等）経営相談先への相談申込み
- ② 自立相談支援機関での相談（月 4 回以上）
- ③ 経営相談先での経営相談（月 1 回以上）
- ④ 給与以外の業務上の収入をうる機会の増加を図る取組み（月 1 回以上）
- ⑤ プランに沿った活動（家計相談、自営業者向けセミナー等への参加など）

支給期間中（再延長時・以下①～⑤の全ての求職活動等の要件を満たす必要があります）

- ① 公共職業安定所等への求職申込み
- ② 自立相談支援機関での相談（月 4 回以上）
- ③ 公共職業安定所等での職業相談（月 2 回以上）
- ④ 企業等への応募（原則週 1 回以上）
- ⑤ プランに沿った活動（家計相談など）

3. 支給額の変更

一部支給（家賃上限額に満たない支給）の方の場合、受給期間中に収入が減少した結果、全額支給の基準額（単身世帯の場合は 84,000 円、複数世帯の場合はリーフレット参照）を下回った場合は、支給額の変更申請が可能です。変更支給申請書を収入が減少した月の 15 日までに提出してください。

（例）5 月に申請し、6 月 10 日付け支給決定で一部支給となったが、6 月の収入が全額支給の基準額を下回った。その後、変更支給申請書に収入が確認できる書類の写し（変更申請月分）を添えて 6 月 15 日までに変更申請。

【添付書類】

- ① 収入減少の場合は、申請者及び申請者と同一世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し（変更申請月分）

4. 支給期間の延長

支給期間は原則 3 か月です。収入基準額を超えない場合は、申請により 3 か月ごとに最長 9 か月まで延長することができます。ただし、毎月の求職活動及び就労収入の状況報告書を提出しなかった場合は対象外です。

支給期間の延長を希望する場合は、支給期間の最終の月の月末までに支給申請書（期間（再延長））を提出してください。

（例）4 月に申請し、5 月 15 日付けで支給決定を受け、4～6 月に支払うべき家賃（5～7 月相当家賃分）が支給される場合は、6 月末日までに延長申請（前月払いの場合）

【添付書類】

- ① 申請者及び申請者と同一世帯に属する者の金融機関の入出金明細が確認できる通帳等の写し（前回申請日提出以降 3 か月分：最新の情報を記帳）
- ② 申請者及び申請者と同一世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し（延長申請月の収入）
- ③ 毎月の求職活動及び就労収入の状況報告書

5. 支給の中止

常用就職した場合、または収入を得る機会の増加により収入基準額を超えた場合は、収入を得られた月の支給から中止します。速やかに常用就職届を提出してください。

【支給中止基準額の計算方法】

< () 人世帯 >

(基準額)	+	(家賃)	=	(支給中止基準額)
¥	+	¥	=	¥
		(上限: ¥	)	

※ 収入とは、税込みの総支給額（残業代、諸手当含む）

※ 申請後に決まった常用就職が対象

※ 会社から支給される交通費を除く

その他、求職活動及び就労収入の状況報告書等の提出書類の不提出、住宅の退去、虚偽の申請等の場合、支給の中止や返還を求める場合があります。

【添付書類】

- ① 収入見込額が確認できる書類（雇用契約書の写し、初回の給与明細等）

内容確認

本書の1～5の項目について、支給期間中に行うことを確認、同意しました

確認日： 年 月 日

署名 : _____

～ お願い ～

確認日、署名欄に記入のうえ、活動報告書等とともに窓口へ提出してください。

また、このページの写しを取り、控えとして保管してください。

【提出・問合せ】

町田市生活就労・相談窓口

〒194-8520 町田市森野2-2-22

TEL 042-724-4013